

公文書監理室

平成昭和 18 年 10 月 4 日 秒受付

略

秘
無期限

61

※印欄内は電信課記入

〔八字〕

(昭和六二・一〇・六改正)

GB-1

外務省

回覽番号

589

1. 元年度予算、在サハリン韓国人支援等特別拠出金（1億円）のうち、在韓被爆者支援関係部分（4200万円）の具体的実施方法については、韓国側の要望も勘案しつつ、当方にて鋭意検討を行って来たところ、下記2の考え方、アレンジメントにて対処することとしたく、右を踏まえ、別FAX信の日本政府と韓赤との間の書簡案及び口上書案を韓国側に提示の上（政府窓口は外務部、同部には書簡案及び口上書案を手交、韓赤には書簡案のみ手交）、我が方考え方を然るべき説明の上、先方に検討方要請おききたい。

なお、当方としては、本件の重要性、これまでの経緯に鑑み、近々本件（4200万円予算の実施）につき韓国側と打合せを行うため、然るべき者を出張せしめることを考えているところ、日程等は追って電報する。

2. （1）本件資金（4200万円）の拠出先は、（イ）韓国における被爆者対策は、保健社会部の監督のもと、韓赤が中心となっていていくこと、（ロ）同じ拠出金的一部分である在サハリン韓国人支援と平そくを合わせるには、本来これと同じ共同事業体に拠出することが望ましいが、日赤側が在韓被爆者部分への関与に消極的であることから、韓赤とする。但し、本件に関する韓国側の実質的「被益者」は社団法人韓国原爆被害者協会であることから、同拠出金の使用に際しては、同協会の意見が尊重され、その組織が活用されるよう確保するものとする。（同協会は純粋な民間団体であるので、これに直接政府の資金を拠出することは不適當）

（2）また、拠出金の適正な使用を確保するため、日本政府（貴使）と韓

赤の間の書簡（別FAX信）をもって、拠出金使用目的は限定（治療等）されること、具体的支援を行うに当たっては協会の意見を尊重し、同協会の組織を活用すること、韓国政府より適宜指導・助言を仰ぐこと、別口座を設けること、日本政府に対し基金執行状況を報告すること等を確認する。

（3）更に、韓国政府との口上書交換（FAX信）によって本拠出金を韓赤に実施させること等につき、韓国政府の了解を取付けることとする。

3. なお、3日、来日中の在韓被爆者協会辛会長は、今井ア北長を来訪し、本件予算の早期拠出につき要請越したところ、当方よりは、本件の早期実施に努力する旨述べると共に、会計手続き等の理由により本件予算は韓赤を通じて拠出することになる旨説明した。これに対し、辛会長は、日本側が韓赤を通じてしか拠出できないのであれば止むを得ない、ただ、その場合、被爆者や協会の必要性が反映されるようなものとなるよう配慮して欲しい、いずれにせよ早期実施をお願いしたい旨述べた。

（了）

FAX信

秘
無期限

※総第 093635号001公館宛 GM0802 06

平成昭和 1 年10 月 4 日
18 時 5 分 21 秒受付

電 信 案

電信課長 WZ	大 臣 秘書官	主管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 昭和 元 年 10 月 日 平成 起案者 電話番号 香匠 2416
	政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長		
協議先			
秘密指定解除 公文書監理室			

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 韓 国	大 使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者問題			
主管・文書記号 了 此	※電番 FAX信	大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電電比第1466号、別FAX信			
※			
09363585 優先 KANKOKU F信			
GB-1	外 務 省		回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

(日本側書簡案)

大韓赤十字社総裁殿

日本国政府は、人道的立場から、在韓被爆者を支援することを目的として、貴協会に4,200万円を拠出する用意がありますが、右については韓国政府よりも異存がない旨の確認が得られたところです。つきましては、両国政府間で確認されたところに従い拠出を行うこととしたいので、別紙のガイドラインに従い右拠出金を貴社において責任をもって使用する旨文書にて確認していただければ幸甚です。

1989年 月 日

駐大韓民国日本国大使

梁井新一 (印)

(別紙)

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の
使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社(以下「韓赤」という)は、日本国政府より受けた拠出金計4,200万円を、在韓被爆者にかかる健康診断費、治療費、渡日治療のための渡航費等を支援するために使用する。

2. 韓赤は、本拠出金を以て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用するとともに、韓国政府より随時指導・助言を仰ぐものとする。

3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。

4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のため使用され、また、適正かつ効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。

5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。

6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又はこれに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。

(協会側書簡案)

駐大韓民国日本国大使

梁井新一閣下

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（4，200万円）に関する1989年 月 日付貴使書簡を受取りました。

当社としては、在韓被爆者の支援に資するため、上記貴使書簡に添付されたガイドラインに従い、責任をもって同拠出金を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、上記貴使書簡に言及されている4，200万円を別紙に掲げる別口預金口座を通し、当社に拠出していただくようお願い致します。

大韓赤十字社

総裁 (印)

(ROK's Note Verbale)

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. dated , 1989.

The Ministry has further the honour to inform the Embassy that the Government of the Republic of Korea has no objection to the Japanese programs in the said Note Verbale for assisting those victims of the atomic air raid who are now in the Republic of Korea.

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

(3)

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to extend from the humanitarian point of view, assistance to those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan and with cooperation of the Government of the Republic of Korea. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as 42 million yen for fiscal year 1989 to "The Red Cross Society of Korea" (hereinafter referred to as "The Society") for programs to support the above mentioned people. Such programs will be implemented by the Society in accordance with the guidelines set by the Government of Japan, under which the Society is required to respect the opinion of and make the best use of "The Association of the Korean Victims of the Atomic Air Raids", and to seek, from time to time, guidance and advice of the Government of the Republic of Korea.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.